

別表六の二(四)

7欄又は15欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

		連 事 年	結 業 度	:	:	法人名
中小連結法人の試験研究費の税額控除	試験研究費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(四)付表一「1」の合計)	1				
	中小連結法人税額控除限度額 $(1) \times \frac{12}{100}$	2				
	調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	3				
	当期税額基準額 $(3) \times \frac{20 \text{又は} 30}{100}$	4				
	当期税額控除可能額 (2)と(4)のうち少ない金額)	5				
	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「10の②」)	6				
当期分の特別控除額 (5) - (6)	7					
前期繰越	差引当期税額基準額残額 $(4) \text{又は} \left((3) \times \frac{30}{100} \right) - (5)$	8				
	繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (22)の計)	9				
	平成21年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (25)の計)	10				
	平成22年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額 (28)の計)	11				
	計 (9) + (10) + (11)	12				
	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (8)と(12)のうち少ない金額 (1) ≤ ((19)、(20)又は(21))の場合は0)	13				
分	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「9の②」)	14				
	当期繰越税額控除額 (13) - (14)	15				
	法人税額の特別控除額 (7) + (15)	16				

7欄 繰越税額控除の計算に関する明細

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「平成25年旧措置法第68条の9第6項」※1又は「第68条の9第6項」※2

②区分番号に、「10008」※1又は「10412」※2

③適用額欄に、当該別表六の二(四)7欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 平成25年旧措置法第68条の9第6項「10008」
平成25年4月1日前に開始した連結事業年度

※2 第68条の9第6項「10412」
平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度

15欄 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「平成25年旧措置法68条の9第7項」※1又は「68条の9第7項」※2

②区分番号に、「10009」※1又は「10413」※2

③適用額欄に、当該別表六の二(四)15欄の金額(円単位)を記載してください。

※1 平成25年旧措置法第68条の9第7項「10009」
平成25年4月1日前に開始した連結事業年度

※2 第68条の9第7項「10413」
平成25年4月1日以後に開始した連結事業年度

別表六の二(四) 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分